

別添 1

一般国道 201 号（八木山バイパス）
に関する協定

一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙2を次のとおり改める。

別紙 2

(協定第5条関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	6百万円
H 1 9	9百万円
H 2 0	8百万円
H 2 1	60百万円
H 2 2	30百万円
H 2 3	182百万円
H 2 4	1, 290百万円
H 2 5	1, 795百万円
H 2 6	31百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
H 18		うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
(1,385百万円) 1,385百万円	(77百万円) 81百万円	(1,089百万円) 1,143百万円	(528百万円) 554百万円	(561百万円) 589百万円	
H 19	(1,311百万円) 1,311百万円	(73百万円) 76百万円	(1,031百万円) 1,083百万円	(500百万円) 525百万円	(531百万円) 558百万円
H 20	(1,227百万円) 1,227百万円	(64百万円) 67百万円	(903百万円) 948百万円	(438百万円) 460百万円	(465百万円) 488百万円
H 21	(1,071百万円) 1,168百万円	(46百万円) 54百万円	(650百万円) 771百万円	(315百万円) 374百万円	(335百万円) 397百万円
H 22	(1,159百万円) 1,320百万円	(72百万円) 82百万円	(1,016百万円) 1,160百万円	(493百万円) 563百万円	(523百万円) 597百万円
H 23	1,117百万円	59百万円	840百万円	407百万円	433百万円
H 24	1,136百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 25	1,142百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 26	1,016百万円	47百万円	662百万円	321百万円	341百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(1,744百万円) 1,716百万円
H 1 9	(1,689百万円) 1,697百万円
H 2 0	(1,624百万円) 1,585百万円
H 2 1	(1,364百万円) 1,502百万円
H 2 2	(1,442百万円) 1,647百万円
H 2 3	1,451百万円
H 2 4	1,429百万円
H 2 5	1,422百万円
H 2 6	1,467百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段（　）内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段（　）内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

(注2) 本協定における計画料金収入の算定においては、平成24年度および平成25年度のマイレージ割引を計上していない。

別紙6を次のとおり改める。

別 紙 6

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

自動車の種類毎の通行 1 回当たりの料金の額（単位：円）は、次のとおりとする。

普通車	大型車	特大車	原動機付自転車 軽車両 自転車
520	780	1,890	50

(注 1) 上記の料金の額には消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税が含まれる。

(注 2) 上記の自動車の種類は、別添 1 のとおりとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T C システム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T C クレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づき E T C カード（省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告した E T C システム利用規程（平成 20 年 1 月 1 日。以下「利用規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた E T C カードを、「E T C パーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する E T C カードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

料金の額 100 円毎に 1 ポイントを付与するものとする。

ただし、平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間については、料金の額 50 円毎に 1 ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100 ポイント	200 円分
200 ポイント	500 円分
600 ポイント	2,500 円分
1,000 ポイント	8,000 円分

(ハ) 弹力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弹力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

② E T C 前納割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③ 回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ 割引率

割引率は、20パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に通行する全自動車のうち、E T C クレジットカード、E T C パーソナルカード又はE T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「E T C 車」という。）。

なお、上記にいう「E T C コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T C カードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、

10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年6月1日から平成26年3月31日までとする。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が通勤割引（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と本道路を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを経由し連続して通行する場合についての本割引の適用回数は1回とする。

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年6月1日から平成26年3月31日までとする。

⑥平日夜間割引

イ 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間に通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年6月1日から平成26年3月31日までとする。

⑦平日昼間割引

イ 割引をする自動車

平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑧休日昼間割引

イ 割引をする自動車

休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するE T C車のうち普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と本道路を、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを経由し連続して通行する場合についての本割引の適用回数は1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年6月1日から平成26年3月31日までとする。

⑨休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に通行するE T C車のうち、普通車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年6月1日から平成26年3月31日までとする。

⑩障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手

帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの

なお、西日本高速道路株式会社が別に定める日以降に、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

⑪休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成26年3月31日までとする。

⑫乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添1に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑬通学割引

イ 割引をする車両

本道路において、別添1ソに定める自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの

ロ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

⑭割引相互の適用関係

イ ①及び②並びに④から⑪に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

ロ 別添2において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑮企画割引

本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ 平成24年度及び平成25年度のマイレージ割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果により、割引内容を変更するものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成27年2月25日までとする。

別添1

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
大型車	チ けん引自動車が普通車 (普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。) である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車とけん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量2.5トン以下のもので4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びにけん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
特大車	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車とけん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車とけん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとけん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
	ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
軽車両等	ヨ 連結車両 (その他)	けん引自動車とけん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）
	タ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	レ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ゾ 自転車	道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

別添2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ		
前納	×	前納	
深夜	○	○	深夜
通勤	○	○	×
平夜	○	○	×
平昼	○	○	×
休昼	○	○	×
休特	○	○	×
障割	○	○	×
休バス	×	×	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	×	×	×

(注) 「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「障割」及び「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引
2	マイレージ割引、ETC前納割引、休日バス割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成23年 3月17日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 西 村 英 俊